

預かり保育規約

(別称：ほっとルーム)

第1条 目的：藤田幼稚園の保護者に対する子育て支援として実施する。保護者の就労等により通常保育時間外に幼児の安全な保育を目的とする。

第2条 場所・名称：学校法人藤田学園 藤田幼稚園内 預かり保育室
(通称：ほっとルーム)

第3条 内容：

1. 保育時間 平常保育期間 月曜日から金曜日の15：30～17：45 (18：00送迎終了)
長期休暇期間 指定日の8：30～17：45

休 み 土日祭日・休園日・社会慣習【盆・年末年始等】

※緊急の休園(天災等)

2. 利用負担金 納入方法：月契約者は利用月の初日の送迎時に納付。

随時契約者は利用日の送迎時に納付。

※ほっとルームの担当職員に納付する。

●月契約の者(月利用日16日以上の利用の場合適用)

(月契約)月額8000円・2子以降1人につき2000円

※片親世帯の場合：(月契約)月額4000円・2子以降1人につき1000円

●日利用の者(月利用日16日未満の場合適用)

(日利用)日額500円

●長期休暇中～春休み・夏休み・冬休みを利用する場合

(月契約者の場合)月契約料+日数×300円

(随時利用の場合)日額500円(2時間分)+1時間×200円の延長代

※日額・月額が基本利用料とる。(内訳：おやつ代・施設教材費・人件費)

3. 特 記 月契約者を優先し、随時利用者は幼少者から優先して利用となる。

部屋の定員より増加した場合は通常保育室の利用もある。その場合の利用は上記の優先順に準じて行われる。

4. 保育者 幼稚園又は養護教諭免許・保育士資格を有する者で構成される。

第4条 利用条件：

利用する者は、所定の利用申込書を明記し申し込む。その場合、利用の理由が明確であり、且つ子どもの養育が困難とみなされた場合許可する。又利用者は入会・登録申込書を記載し、承諾書に署名捺印をする。(月契約者は入会・随時利用者は登録が必要)

※緊急の場合はお迎え時等に提出する。

※申込書の記載事項に変更がある場合は速やかに連絡し更新する。

※1度提出すれば次回からは変更事項がない限り自動更進)

利用する者は当日のお迎え予定時間を連絡帳もしくは利用申請時に、担任又はほっとルーム担当職員に必ずご連絡する。

利用する場合は必ず連絡先を常に明確にして担当職員に伝える。

子育てを放棄したり軽視した場合は次回からの利用はさせない。

第5条 その他：利用者申請以外で自動的に預かり保育に移行される場合。

幼稚園の降園時間は15：30までに完了する。預かり保育の利用者は常に担当保育者の管理下にあり、15：30よりおやつ・視聴覚等による休息等、家庭的な場にて子どもの養護を与えることができる。また利用者外の方でも15：30までにお子さんをお迎えにこられない場合は、管理上自動的に預かり保育の対象となり、経費の負担が起こる。

連絡場所

藤田幼稚園事務局

〒417-0801 富士市大淵2964-1

Tel 0545-35-3178

Fax 0545-35-3248

E-mail fujiyo@po4.across.or.jp